

目次

食品規格・基準／調味料類

以下は平成26年現在の情報です。

食品規格・基準／調味料類

醤油

範囲	本項に関する特定の規則は存在しない
定義／説明	存在しない
組成	存在しない
品質要件	安全かつ食用に適していること（公衆衛生及び市政条例 第54条）
食品添加物	着色料、保存料、および甘味料について定められた規則に準拠していること。食品添加物の他の区分については、製造業者は使用された食品添加物が安全かつ食用に適していることを保証しなければならない（公衆衛生及び市政条例 第54条）。一般的に、コーデックス規格を参照することができる。
汚染物質／異物	食品不純物混和（金属性汚染）規則および食品中有害物質規制に準拠すること
衛生	安全かつ食用に適していること（公衆衛生及び市政条例 第54条）
表示	公衆衛生及び市政条例下で定められた表示規則に準拠すること
サンプリング及び分析法	試験法に関する特定の規則は定められていない。AOACなどの国際基準を参照することができる。

味噌

範囲	本項に関する特定の規則は存在しない
定義／説明	存在しない
組成	存在しない
品質要件	安全かつ食用に適していること（公衆衛生及び市政条例 第54条）
「欠陥品」の分類	
食品添加物	着色料、保存料、および甘味料について定められた規則に準拠していること。食品添加物の他の区分については、製造業者は使用された食品添加物が安全かつ食用に適していることを保証しなければならない（公衆衛生及び市政条例 第54条）。一般的に、コーデックス規格を参照することができる。
汚染物質／異物	食品不純物混和（金属性汚染）規則および食品中有害物質規制に準拠すること
衛生	安全かつ食用に適していること（公衆衛生及び市政条例 第54条）
重量及び分量	公衆衛生及び市政条例、および度量衡条例の関連条項の下で、食品の数量、重量、または容量に関して定められた表示規則に準拠すること

表示	公衆衛生及び市政条例下で定められた表示規則に準拠すること
分析及びサンプリング	試験法に関する特定の規則は定められていない。AOACなどの国際基準を参照することができる。